

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 浄化槽、コミュニティ・プラントの整備等に係る支援

- (1) 浄化槽の老朽化にともなう整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。
- (2) コミュニティ・プラントの老朽化にともなう基幹的設備改良に係る財政措置を講じること。

2. PM2.5（微小粒子状物質）については、現象解明の精緻化や越境汚染対策の継続・強化など、総合的かつ広域的な対策を講じること。

3. 新幹線鉄道の沿線住民の良好な生活環境を保全するため、騒音・振動を低減するよう必要な措置を講じること。

4. 未定着または局地的に分布する外来生物のまん延や生態系等に係る被害を防止するため、国において対策を強化すること。

また、地方公共団体が実施する外来生物の防除については、財政措置等の支援を拡充すること。

5. 地熱発電の開発に係る温泉の掘削等が温泉資源の持続可能な利用に影響を及ぼすおそれがあることから、地熱発電と温泉利用が共生できるよう、温泉資源の保護に係る法改正を含めた必要な措置を講じること。

6. 有害鳥獣対策については各地で対応に苦慮しており人身被害も急増していることから、市街地及び人里へ出没したクマ類等の捕獲に当たっては、捕獲従事者の安全を図り、現場の状況に応じた適切な方法で確実かつ迅速に捕獲できるよう、緊急時における鳥獣保護管理法第 38 条に係る銃器の取扱いを見直すとともに、必要な機材や人材の配置及び指揮系統の構築等の体制整備を図ること。

鳥獣保護管理法の見直しに当たっては、以下の事項について特段の措置を

講じること。

- (1) 従前の取組状況も踏まえ、警察官職務執行法や銃刀法等の関係法令や関係省庁との役割分担についての調整を十分に行い、現場において混乱が生じることなく、都市自治体及び従事者が安心して鳥獣被害対策を実施できるよう、ガイドライン等において明確かつ詳細に示すとともに、解釈にばらつきが生じないように丁寧な周知・説明すること。
- (2) 都市自治体のみならず、連携が必要となる関係機関に対しても国の責任において十分に周知すること。また、銃猟の実施や捕獲従事者の社会的重要性について周知徹底に努め、クマ類等の捕獲に対する国民の理解増進を図ること。
- (3) 都道府県によってはクマ類等の捕獲を制限している場合もあることから、改正法との整合を図るとともにクマ類等の保護管理対策への支援を進めること。
- (4) 鳥獣被害対策における市町村の果たすべき役割が大きくなっていることも踏まえ、国において確実かつ十分な財政措置を講じること。
- (5) 捕獲の担い手不足は全国的に顕在化していることから、国主体の研修会等の技術的支援や捕獲者の待遇充実に向けた支援を行うなど、対応可能な人材育成・確保について、国においても積極的に取り組むこと。

7. 高齢化の進展や独居老人の増加に伴い「ごみ屋敷」問題が顕在化・深刻化し、一部の自治体においては条例の制定等によって対応しているところであるが、根本的な問題解決に向けては、「ごみ屋敷」状態の解消のみならず、福祉的な支援など居住者の抱える複合的な課題を解消することが必要不可欠であるため、都市自治体の裁量に委ねるのではなく、国において早急に対応を検討すること。

8. 有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）については、科学的知見の集積を行い、健康影響や農畜産物等への影響を明らかにするとともに、その対策等を早急に示すこと。

また、健康被害等の発生が懸念される場合には、必要な方策を早期に示すとともに、都市自治体が行う取組に対して財政支援措置を講じること。

9. 山岳地域の環境整備等の活動を継続していくため、山小屋に対する支援を行うこと。

特に、山岳環境保全対策支援事業による山岳地帯の環境配慮型トイレへの支援については、整備費のみならず維持管理費も対象とするなど、財政措置を拡充すること。

また、環境配慮型トイレのコスト低減に資する技術の情報提供を行うとともに、山小屋トイレの利用実態調査を継続的に実施すること。

10. 石綿（アスベスト）に係る解析調査や診断に係る支援を継続し、健康管理制度を恒久化すること。

また、石綿健康診断については、健康管理手帳の対象とならない一般環境経路による石綿ばく露歴のある者を対象とすること。